東広島市スポーツ少年団規程

第１章　総　則

1. この規程は、東広島市スポーツ協会会則第３１条の規定に基づき、東広島市スポーツ少年団に関することを定めるものとする。

第２章　構　成

第２条　東広島市スポーツ少年団は、東広島市を活動の拠点とし、東広島市スポーツ少年団に登録した単位スポーツ少年団をもって構成する。

第３章　目　的

第３条　東広島市スポーツ少年団は、青少年がスポーツを通じて心身を鍛錬し、あわせて文化活動・奉仕活動を計画的・継続定期的に行うスポーツ少年団を育成し、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

第４章　事　業

第４条　東広島市スポーツ少年団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）スポーツ少年団の育成計画の策定と実施

（２）スポーツ少年団の指導者及びリーダーの養成と育成

（３）スポーツ少年団の交歓・交流事業の実施

（４）スポーツ少年団の広報活動の実施

（５）スポーツ少年団の活動開発に関する調査・研究

（６）関係団体との連携

（７）広島県スポーツ少年団・日本スポーツ少年団への登録

（８）その他目的達成に必要な事業

第５条　東広島市スポーツ少年団は、前条の事業の決定及び実施の権限を有する。

第５章　登　録

第６条　東広島市スポーツ少年団への加入は、登録をもって行う。

２　登録は、広島県スポーツ少年団設置規程及び日本スポーツ少年団が定めるスポーツ少年団登録規程による。

３　前項の登録にあたっては、東広島市スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団が定める登録料を納めなければならない。

４　東広島市スポーツ少年団への登録料は、単位団あたり１，０００円とする。

第６章　役　員

第７条　東広島市スポーツ少年団に、次の役員を置く。

（１）本部長　　　　１名

（２）副本部長　　　若干名

（３）本部委員　５０名以内

（４）監　　事　　　　２名

２　本部長及び副本部長から、広島県スポーツ少年団委員を推薦する。

第８条　本部長は、単位団が推薦する者の中から互選する。

２　副本部長は、本部長が委嘱する。

３　本部委員は、別表第１により、本部長が委嘱する。

４　監事は、本部長が委嘱する。

第９条　役員の任務は、次のとおりとする。

（１）本部長は、東広島市スポーツ少年団を代表し、団務を統括する。

（２）副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序によりその職務を代行する。

（３）本部委員は、本部長を補助し、業務の執行にあたる。

（４）監事は、東広島市スポーツ少年団の本規定第４条に掲げる事業及び会計を監査する。

第１０条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

第７章　本部委員会議

第１１条　東広島市スポーツ少年団は、毎年１回本部委員会議を開催する。本部長が特に必要と認めた場合は、臨時本部委員会議を開催することができる。

２　本部委員会議は、構成員の過半数が出席（委任状の提出を含む。）しなければ開会することはできない。

３　本部委員会議は、本部長、副本部長、本部委員、監事をもって構成し、その議事は出席者の過半数をもって決定する（委任状の提出は出席とみなす。）。なお可否同数の際は、本部長の決するところとする。

４　本部委員会議は、本部長が招集し、議長となる。

５　本部委員会議は、東広島市スポーツ少年団の事業計画、予算、事業報告、決算及びその他の業務に関する事項を決定する。

６　本部長が必要と認める場合、あらかじめ通知した議事に対する本部委員による書面表決をもっ

て、会議の決議に代えることができる。

７　東広島市スポーツ協会の会長・副会長・専務理事は会議に出席し、意見を述べることができる。

第８章　本部役員会議

第１２条　東広島市スポーツ少年団は、毎年１回本部役員会議を開催する。本部長が特に必要と認めた場合は、臨時本部役員会議を開催することができる。

２　本部役員会議は、構成員の過半数が出席（委任状の提出を含む。）しなければ開会することはできない。

３　本部役員会議は、本部長、副本部部長をもって構成する。

４　本部役員会議は、本部長が招集し、その議長となる。

５　本部役員会議は、東広島市スポーツ少年団の事業計画、予算、事業報告、決算及びその他の業務に関する事項を協議する。

６　本部長が必要と認める場合、あらかじめ通知した議事に対する本部役員による書面表決をもっ　　て、会議の決議に代えることができる。

７　東広島市スポーツ協会の会長・副会長・専務理事は会議に出席し、意見を述べることができる。

第９章　専門部

第１３条　東広島市スポーツ少年団は、その業務を分掌させるため専門部を置くことができ

る。

２　専門部は、総務部、指導部、事業部とし、分掌事務は、別表第２のとおりとする。

３　専門部は、本部長が指名する本部委員若干名をもって構成する。

４　専門部には、各専門部の委員の互選により、部長を置く。

第１０章　会　計

第１４条　東広島市スポーツ少年団の経費は第６条第４項に規定する登録料、補助金及び寄付金等をもってこれにあてる。

第１５条　東広島市スポーツ少年団の会計年度は４月１日から翌年３月３１日までとする。

第１１章　本部及び事務局

第１６条　東広島市スポーツ少年団事務局を本部長が定めるところに置き、事務局長及び事務局員は本部長が指名する。

第１２章　規程の変更

第１７条　この規程は、本部委員会議において出席者の３分の２以上の同意（委任状の提出は出席とみなす。）を得て変更することができる。

附　則

この規程は平成１８年１０月２３日から施行する。

この規程は平成２７年６月９日から施行する。

この規程は平成２８年７月１２日から施行する。

この規程は令和２年６月３０日から施行する。

この規程は令和３年４月１日から施行する。

この規程は令和４年８月３日から施行する。

別表第１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 人　数 | 備　考 |
| スポーツ少年団本部委員 | ５０名以内 | 各競技種目より選出する。 |

別表第２

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 分掌事務 |
| 総　務　部 | 1. スポーツ少年団の登録審査に関すること。
2. スポーツ少年団の表彰に関すること。
3. スポーツ少年団の庶務に関すること。
4. その他　他の部に属さないこと。
 |
| 指　導　部 | 1. スポーツ少年団の普及啓発に関すること。
2. スポーツ少年団指導者に関すること。
3. スポーツ少年団リーダーに関すること。
4. 各種スポーツ大会への協力に関すること。
 |
| 事　業　部 | 1. スポーツ少年団大会・交歓会に関すること。
2. スポーツテストに関すること。
3. 国際交流事業に関すること。
 |